

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊交規第359号

令和7年6月26日

熊本県道路交通規則における交通規制からの除外並びに通行許可及び駐車許可の運用について（通達）

見出しのことについては、令和6年6月21日に閣議決定された「規制改革実施計画」に、「物流・医療をはじめとする、社会的に重要なインフラを担う事業者の駐車需要に対応するための駐車規制の在り方」に関する内容が盛り込まれたことを受け、警察庁から「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号、丙交指発第16号）が発出されたことに伴い、熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を改正し、別添「熊本県道路交通規則における交通規制からの除外並びに通行許可及び駐車許可の運用解釈」のとおり取り扱うこととしたので、運用上誤りのないようにされたい。

# 熊本県道路交通規則における交通規制からの除外並びに通行許可及び駐車許可の運用解釈

## (交通規制の対象から除く車両) 第3条

1 法第4条第2項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

緊急自動車その他の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの及び道路維持作業用自動車その他の車両であって、当該用務に使用中のもので、外形上当該用務に使用中であることが明らかなものについてはあらかじめ交通規制の対象から除き、明らかでないもの（明らかにする必要のあるもの）については、通行禁止除外指定車標章（以下「通行標章」という。）又は駐車禁止除外指定車標章（以下「駐車標章」という。）を交付することにより、それぞれの規制の対象から除かれることとなる。

### 関係条文

【道路交通法（以下「法」という。）第4条第2項】

前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

### (1) 道路標識等による規制の対象から除く車両

警衛列又は警護列の自動車で、当該用務に使用中のもの

対象者が乗車する車両の車列で警衛・警護を実施している時は、公安委員会が行う道路標識等によるすべての交通規制の対象から除くものとして規定したものである。したがって、警衛列又は警護列の自動車で当該用務に使用中に限り、道路標識等によるすべての交通規制から除外されることとなる。しかし、信号機の表示する信号、警察官等の手信号及び道路法に基づく道路管理者の規制からは除外されていないので、これらの自動車といえども交通整理等のための手信号等には従わなければならない。

(2) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車の通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」及びこれに関連した「指定方向外進行禁止」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制をいう。）の対象から除く車両

人の生命、身体若しくは財産の保護のために使用中の車両、道路維持作業用自動車等公共性が極めて高く、かつ、容易にほかの車両と識別できるものなどについては、通行標章の交付を行わず、あらかじめ当該交通規制の対象から除くものとして規定したものである。

※ 別添資料1 「通行・駐車禁止規制からの除外」参照

- ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙運動用及び政治活動用自動車で、当該選挙に関し、街頭演説又は街頭政談演説に使用中のもの（別表第1に掲げる道路の区間で使用されるものを除く。）
- イ 急病者の運搬等緊急やむを得ない事情のために使用中の車両
- ウ 令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車で、当該用務に使用中のもの

アの「政治活動用自動車」とは、衆議院議員選挙においては、候補者届出政党、名簿届出政党等が選挙運動に使用する車両、その他の選挙においては確認団体が選挙運動に使用する車両のことである。

「街頭演説又は街頭政談演説に使用中のもの」とは、車両の通行禁止の規制においては、街頭演説又は街頭政談演説場所までの移動に使用することのできる車両のことである（すなわち選挙運動に使用できる車両ということになる）。

イの「緊急やむを得ない事情」とは、規制区域内にある病院に負傷者を搬送するような場合等をいうが、個別具体的な事案に即して社会通念に従って判断することとなる。

- エ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害応急対策に使用中の車両

災害対策基本法第50条に基づく災害応急対策に使用中の車両をいう。

-----  
関係条文 -----

【災害対策基本法第50条】

災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

#### オ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のために使用中の車両

「災害救助」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定により非常災害に際して都道府県知事又はその委任を受けた市町村長が行う救助活動をいい、また、「水防活動」とは、水防法（昭和24年法律第193号）の規定により洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、水防管理団体若しくは消防機関が行う水防活動又は水防管理者の要請により出動した警察官が行う活動をいう。（エに定める災害対策基本法に基づく災害応急対策を除く。）

#### カ 犯罪の捜査、交通取締りその他の警察活動に使用中の車両

犯罪の捜査、交通取締りそのほか警察の責務遂行のために使用中の車両をいう。

#### キ 次に掲げる車両で、かつ、熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が交付した別記様式第1号の通行禁止除外指定車の標章を掲出しているもの

(ア) 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師（(イ)において「医師」という。）又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する助産師が、急病者に対

する緊急往診又は手当のために使用中の車両

「緊急往診又は手当のために使用中の車両」とは、傷病者、妊婦等に緊急往診又は手当を行うために医師等が運転する車両又は専属の運転手等が医師等を同乗させて運転する車両をいう。

したがって、緊急を要しない通常の往診等に使用中の車両は含まれない。

(イ) 保健師助産師看護師法に規定する保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示を受け、緊急訪問を行うために使用中の車両

「緊急訪問を行うために使用中の車両」とは、傷病者等の自宅に緊急訪問又は手当を行うために保健師等が運転する車両又は専属の運転手等が保健師等を同乗させて運転する車両をいう。

したがって、医師の指示を受けていない又は緊急を要しない通常の訪問等に使用中の車両は含まれない。

(ウ) 報道機関が緊急取材のために使用中の車両

「報道機関」とは、日刊商業新聞社、報道通信社及びラジオ、テレビ放送局をいい、業界新聞、機関紙等を発行しているものは含まない。

また、「緊急取材のために使用中の車両」とは、災害、事件、事故等が発生した際に現場又はその付近における取材活動のために使用する報道機関の車両をいう。

(エ) 電気、ガス、水道又は電信電話の緊急修復工事のために使用中の車両

電気、ガス、水道又は電信電話の公共事業者若しくはこれらの委託を受けた事業者が、それぞれの諸施設の損壊や故障があった場合に、緊急に修復するための工事現場に赴く車両を指しているもので、単なる定期点検、臨時点検などの場合は該当しない。また、家庭用プロパンガス、自家水道などの通常の故障の修復作業車はこれに該当しない。

なお、法第77条第1項各号に規定する行為を伴う場合は、別途道路使用許可を要するので誤りのないようにすること。

(オ) 道路及び道路の附属物、信号機、パーキング・メーター並びに道路標識等の設置又は維持管理のために使用中の車両（令第14条の2に規定するものを除く。）

道路標識等交通安全施設の設置又は維持管理に従事する車両をいうが、道路維持作業用自動車は、熊本県道路交通規則（以下「規則」という。）第3条第1項第2号ウによりあらかじめ除外しているのでこれには含まない。

(カ) 法に基づき、放置車両確認機関が行う放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両並びに熊本県交通安全活動推進センターの調査員が行う調査業務のために使用中の車両

「法に基づき、放置車両確認機関が行う放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両」とは、法第51条の8の規定により警察署長から放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の委託を受けた法人が、放置車両の確認及び標章の取付けのために使用する車両をいう。

「熊本県交通安全活動推進センターの調査員が行う調査業務に使用中の車両」とは、法第108条の31第1項の規定により公安委員会から指定を受けた熊本県交通安全活動推進センターの調査員が調査業務に使用する車両をいう。

(キ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、感染症の予防活動又は感染症患者の収容のために使用中の車両

感染症が発生した場合において、県衛生職員、市町村長、保健所長等が感染症患者等を隔離病舎等に収容し、又は消毒、交通遮断等の予防活動のために使用する車両をいう。

(ク) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物の集配のために使用中の車両

郵便法に規定する郵便物を特定郵便局若しくはポストから収集するとき、又は配達のみに使用中（小包等が混在していない）の車両をいう。郵便局において行う保険業務、集金業務等のために使用中の車両は含まない。

(ケ) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電報の配達のために使用中の車両

電気通信事業法に基づく電報の配達のみに使用中の車両をいう。

(コ) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲に使用中の車両

狂犬病予防法に基づく犬の捕獲に使用中の車両をいう。

(サ) 裁判所の証拠調べ又は執行官の民事執行を迅速に行う必要がある場合において、当該活動に使用中の車両

民事訴訟法に基づく証拠調べ、民事・刑事事件における現場検証、民事執行法等に基づく強制執行を迅速に行う必要がある場合に使用中の車両をいう。

(シ) 犯罪の捜査のために使用中の車両（力に掲げる車両を除く。）

検察官、検察事務官及び特別司法警察職員が、犯罪の捜査に使用中の車両をいう。

(ス) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物の収集のために使用中の車両並びに浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽の保守点検及び清掃のために使用中の車両

「廃棄物の収集のために使用中の車両」とは、市町村長又は市町村長の許可を受けた廃棄物収集業者が廃棄物の収集（古新聞の買受等専ら再生利用のための収集を除く。）のために使用する車両をいう。

「浄化槽の保守点検及び清掃のために使用中の車両」とは、浄化槽について、県知事の指定を受けた者が行う法定点検、県知事の登録を受けた者が行う保守点検及び市町村長の許可を受けた者が行う清掃のために使用中の車両をいう。

(4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両

駐車規制の対象から除く車両であっても、

- 駐停車禁止場所の駐車（法第44条第1項各号及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「保管場

所法」という。) 第11条第1項)

● 長時間駐車(保管場所法第11条第2項各号)

については、何ら除外されていないから誤りのないようにすること。

ア 第2号アからオまで及びキ(ス)に掲げる車両

第2号に規定する、

ア 公職選挙法に規定する選挙運動用及び政治活動用自動車で、当該選挙に関し、街頭演説又は街頭政談演説に使用中のもの(規則別表第1に掲げる道路の区間で使用されるものを除く。)

駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制においては、現に街頭演説又は街頭政談演説に使用中のものに限る。

イ 急病者の運搬等緊急やむを得ない事情のために使用中の車両

ウ 道路交通法施行令(以下「令」という。)第14条の2に規定する道路維持作業用自動車で、当該用務に使用中のもの

エ 災害対策基本法に基づく災害応急対策に使用中の車両

オ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のために使用中の車両

キ(ス) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の収集のために使用中の車両並びに浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検及び清掃のために使用中の車両をいう。

イ 令第13条に規定する緊急自動車で、当該緊急用務のために使用中のもの

-関係条文-

【令第13条】(緊急自動車)

法第39条第1項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの(第1号又は第1号の2に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの)とする。

1 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの

1の2 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの

1の3 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(第1号に掲げるものを除く。)

1の4 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車

1の5 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、

当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車

- 1の6 医療機関（重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。）が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
- 1の7 警察用自動車（警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。）のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの
- 2 自衛隊用自動車（自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。）のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの
- 3 檢察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの
- 4 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連戻し又は被収容者の警備のため使用するもの
- 5 入国者収容所又は地方入国管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの
- 6 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車
- 7 水防機関が水防のための出動に使用する自動車
- 8 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
- 8の2 医療機関が臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車
- 9 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの
- 10 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局（電波法（昭和25年法律第131号）第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。）の探査のための出動に使用するもの
- 11 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査（交通事故があつた場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。）のための出動に使用するもの
- 12 国、都道府県、市町村、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構又は原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第3号に規定する原子力事業者が、同条第1号に規定する原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための応急の対策として実施する放射線量の測定、傷病者の搬送、施設若しくは設備の整備、点検若しくは復旧又は放射線による人体の障害を防止するための医薬品の運搬のため使用する自動車（第1号の2又は第6号に掲げるものを除く。）
- 2 前項に規定するもののほか、緊急自動車である警察用自動車に誘導されている自動車又は緊急自動車である自衛隊用自動車に誘導されている自衛隊用自動車は、それぞれ法第39条第1項の政令で定める自動車とする。

ウ 犯罪の捜査、交通取締りその他の警察活動に使用中の車両及び当該活動に伴い停止を求める車両

犯罪の捜査、交通取締りその他警察の責務遂行のために使用中の車両及び当該活動に伴い停止を求める車両をいう。

エ 次に掲げる車両で、かつ、公安委員会が交付した別記様式第2-4号の駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの

(ア) 第2号キ((ス)を除く。)に掲げる車両

第2号キに規定する車両のうち、

- (ア) 医師法に規定する医師又は保健師助産師看護師法に規定する助産師が、急病者に対する緊急往診又は手当のために使用中の車両
- (イ) 保健師助産師看護師法に規定する保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示を受け、緊急訪問を行うために使用中の車両
- (ウ) 報道機関が緊急取材のために使用中の車両
- (エ) 電気、ガス、水道又は電信電話の緊急修復工事のために使用中の車両
- (オ) 道路及び道路の附属物、信号機、パーキング・メーター並びに道路標識等の設置又は維持管理のために使用中の車両（令第14条の2に規定するものを除く。）
- (カ) 法に基づき、放置車両確認機関が行う放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両並びに熊本県交通安全活動推進センターの調査員が行う調査業務のために使用中の車両
- (キ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、感染症の予防活動又は感染症患者の収容のために使用中の車両
- (ク) 専ら郵便法に規定する郵便物の集配のために使用中の車両
- (ケ) 電気通信事業法に基づく電報の配達のために使用中の車両
- (コ) 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲に使用中の車両
- (サ) 裁判所の証拠調べ又は執行官の民事執行を迅速に行う必要がある場合に使用中の車両
- (シ) 犯罪の捜査のために使用中の車両（力に掲げる車両を除く。）

をいう。

(イ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく臨時検査のために使用中の車両

食品衛生法に基づく臨時検査のために使用中の車両をいう。

- 関係条文 -

**【食品衛生法第28条第1項】**

厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

(ウ) 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境の状況の調査のために使用中の車両

環境基本法に基づく環境の状況の調査のために使用中の車両をいう。

- 関係条文 -

**【環境基本法】**

第6条 国は、前3条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(エ) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく退去強制の手続のために使用中の車両

出入国管理及び難民認定法に基づく入国警備官の違反調査、収容等の退去強制の手続に使用中の車両をいう。

(オ) 医療機関等において医療等の提供を受ける者を輸送するために使用中の患者輸送車

医療機関等において医療等の提供を受ける者を輸送する自動車であって、

車検証の車体の形状欄に「患者輸送車」と記載されているものをいう。

(カ) 車いす利用者の移動のために使用中の車いす移動車

車いすに着座した状態で乗降でき、かつ、車いすを固定することにより、専ら車いす利用者の移動の用に供する自動車であって、

- 車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」又は「身体障害者輸送車」と記載されている自動車

又は

- 座席を折りたたむなどにより車いす移動車の形状となり、かつ、その形状が保持された状態の自動車

が、車いす利用者の移動のために使用中のものをいう。

なお、当規定による車いす利用者とは、身体障害者等に該当しない病人等も含め、現に車いすを使用中の者をいう。

オ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第3号の駐車禁止除外指定車の標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲示しているもの。ただし、(オ)にあっては、昼間(日出から日没までの時間をいう。)に限る。

身体障害者等で歩行が困難な者については、旧自治省通達「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」

(昭和45年3月31日付け自治府第31号)及び厚生労働省通達「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」(平成9年3月27日付け障第125号)に示された税の減免の対象等にかんがみ、全国統一した基準に見直しを行い、規則別表第1の2にその対象を規定したものである。(規則附則において、現行の対象者に係る経過措置を規定)

対象となる者は次のとおりであり、身体障害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして、規則別記様式第3号の駐車禁止除外指定車の標章(以下「身体障害者等用標章」という。)を交付する。

なお、「他の都道府県公安委員会の交付に係るもの」とは、ほかの都道府県公安委員会の交付した身体障害者等用標章をいい、本県公安委員会の交付する身体障害者等用標章(規則附則において経過措置として有効範囲を県内に限り交付しているものを除く。)についても、その効力は全国に及ぶこととなる。

※ 具体的な交付基準については、別添資料2「身体障害者等用標章交付基準」参照

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第1の2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

(ウ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日付け児発第725号）第3の1(1)に定める重度の障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(オ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定により医療受給者証の交付を受けている者に監護される者又は「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日付け児発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者で、児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症患者であるもの

#### ※ 色素性乾皮症患者の確認等に関する留意事項

- 交付申請の受理及び交付に当たっては、申請者の心情に配意した取扱いを行うこと。
- 小児慢性特定疾患児手帳は、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患に罹っている児童に対して交付されるものであり、その対象が色素性乾皮症患者のみに限られないことから、この手帳を携帯していることのみをもって駐車禁止除外措置の対象とすることはできない。

申請者から、小児慢性特定疾患児手帳の提示があったときは、当該手帳の「緊急時に対応すべき医療情報」の「診断名」欄等に色素性乾皮症の記載があるか否かを確認すること。

また、小児慢性特定疾患児手帳の交付は任意であり、手帳を所持していない場合もあることから、手帳の提示ができない場合は、児童を監護する者に交付される医療受給者証、診断書、小児慢性特定疾患医療受診券等により確認すること。

- 小児慢性特定疾患児手帳に色素性乾皮症患者であることの記載があれば身体障害者等用標章を交付するが、「診断名」の記載については、プライバシーの問題もあることから、必要に応じて記載することとされているので、色素性乾皮症患者であっても、必ずしもこの手帳によっては確認できないこともあるので注意すること。
- 規制の除外時間は、昼間に限るものであることを十分に教示すること。

2 前項第2号キ、第4号エ及び同号才に規定する標章の交付を受けようとする者は、別記様式第4号の除外標章交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

原則として、使用者の住所地を管轄する警察署において申請を受理するものとする。

3 前項の除外標章交付申請書には、次の各号に掲げる交付を受けようとする標章の種別に応じて、当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第2号キ及び第4号エの標章

ア 当該車両が第1項第2号キ又は第4号エに掲げるいずれかの用務に使用する車両であることを疎明する書面

イ 当該車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面

(2) 第1項第4号才の標章

標章の交付を受けようとする者が第1項第4号才に掲げるいずれかに該当することを疎明する書面

(1) アに定める書面は、申請書及び自動車検査証のみでは当該車両が規則第1項第2号キ又は第4号エに掲げるいずれかの用務に使用する車両であることの疎明が不十分である場合に、審査するために必要な書面をいう。

(例) ~申請者と自動車検査証上の使用者が異なる場合、関係を明らかにする契約書等

(2) に定める書面は、標章の交付を受けようとする者が規則第1項第4号才のいずれかに該当することを審査するために必要な書面をいう。

(例) ~身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾患児手帳、代理人申請の場合において本人との関係を明らかにする書面等

4 公安委員会は、第2項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係るものが第1項第2号キ若しくは第4号エに掲げる車両又は同号才に掲げる者のいずれかに該当すると認めるとときは、有効期限を定めて標章を交付するものとする。

警察署長は、標章の交付申請を受けたときは交付の要件について審査し、次により処理するものとする。

○ 交付対象

通行標章及び駐車標章（身体障害者等用標章を除く。）については、規則別記様式第4号の申請書を使用して車両番号を特定し、車両ごとに標章を交付するものとする。

身体障害者等用標章については、同じく規則別記様式第4号の申請書を使用するが、車両番号を特定せず、身体障害者等本人に対してその者が使用する車両に掲出するためのものとして交付するものとする。

○ 審査要領

- ・ 警察署長が受理することとなる申請に対する標章の交付については、「熊本県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する訓令」（平成12年熊本県警察本部訓令甲第8号）によって警察署長の専決事項となっているので、標章交付の要件を具備しているものについては審査の結果を標章交付申請書の備考欄に記載の上保管し、一月に専決した件数を交通規制課を通じて公安委員会に報告すること。
- ・ 標章交付の要件を具備していないものについては、標章交付申請書を受理しないこと。この場合において、申請者にその理由を十分に説明して紛議を生じないように留意すること。

・ 身体障害者等の確認要領

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾患児手帳の提出又は提示を求めて、障害の種別、等級等を確認するものとする。

○ 有効期間

原則として3年間とし、以後更新させるものとするが、必要な期間に限って交付するものとする（規則第3条第1項第4号才(ウ)、(エ)に規定による身体障害者用標章は、3年を超えない範囲で、それぞれ療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の有効期限を標章の有効期限として交付する。）。

○ 交付日

身体障害者等用標章については、原則として即日交付するものとする。

○ 交付状況の明確化

標章の交付状況を明らかにするため、次の標章交付管理簿を熊本県警察統合OAシステムにより管理することとする。

- ・ 通行標章用～別記様式1
- ・ 駐車標章用～別記様式2
- ・ 身体障害者等用標章用～別記様式3

○ 更新の申請

更新の申請があったときは、新規の申請に準じて取り扱うものとし、更新前の標章は返納させる。

5 前項の規定により標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 標章（第1項第4号エ又はオの標章にあっては、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を含む）は、車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
- (2) 現場において警察官の指示があったときは、これに従うこと。
- (3) 標章を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は交付を受けた事由以外に使用しないこと。ただし、第1項第4号オの標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。

交通規制を担保するためには、除外指定車両であることを外形上容易に識別できることが必要である。そのためには、標章等の掲出場所、方法も統一されることが望ましいので、四輪車の場合は外部から見えるように前面ダッシュボードの上に置くように指導すること。

また、当該標章と併せて別紙で連絡先を掲出させることとしている。これは、当該措置の対象となる車両の駐車により他の交通の安全と円滑に支障を及ぼす場合には、当該車両の運転者に連絡し、

移動等の措置を講じさせる必要があることを考慮したものである。

標章の交付時に、申請者に対し、各標章裏面に記載された次の内容を教示すること。

規則別記様式第1号

- 1 車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
- 2 指定された除外する区域又は道路の区間を通行する場合のみ有効であること。
- 3 指定された除外する区域又は道路の区間を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行すること。
- 4 現場警察官の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- 5 標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあること。
- 6 次の場合は、標章((3)の場合は発見し、又は回復した標章)を返納しなければならないこと。
  - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
  - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
  - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

#### 規則別記様式第2号

- 1 公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できないこと。
- 2 被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できること。
- 3 連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出しておくこと。
- 4 現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- 5 標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあること。
- 6 次の場合は、標章((3)の場合は発見し、又は回復した標章)を返納しなければならないこと。
  - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
  - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
  - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

#### 規則別記様式第3号

- 1 公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できないこと。
- 2 被交付者等が現に使用中の車両以外は使用できること。
- 3 連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出しておくこと。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- 5 標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあること。
- 6 次の場合は、標章((3)の場合は発見し、又は回復した標章)を返納しなければならないこと。
  - (1) 標章の有効期限が経過したとき。
  - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
  - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

- 6 第4項の規定により標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第4号の2の除外標章再交付申請書により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

遺失、盗難等の理由により標章の再交付申請があったときは、規則別記様式第4号の2の標章再交付申請書を使用し、管理簿と照合の上、標章の右上余白部に「再」と朱書きして交付するものとする。

- 7 第4項の規定により標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第4号の3の除外標章記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写し

を添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

標章の記載事項変更の届出があったときは、規則別記様式第4号の3の除外標章記載事項変更届を使用し、記載事項の変更を証する書面の写しを確認のうえ、併せて提出された標章の当該変更箇所を修正し交付するものとする。

8 公安委員会は、第4項の規定により標章の交付を受けた者は第5項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ぜることができる。

標章を他人が使用したり、交付目的外の用務に使用するなどの不正使用が行われた場合、返納を求められることを規定したものである。

ただし、この規定により返納させた後に再申請された場合、再交付を拒むことはできない。

9 第4項の規定により標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

標章の有効期間の満了、返納命令を受けたなど、交付された除外標章が不要となつた者から返納を受けた標章は、返納を受けた年の他の申請書等とともに適正に保管すること。

この場合において、交付された者が返納のために来署等した場合には、管轄を問わず、これを受理すること。

※「車いす移動車」型自動車の標章交付申請の取扱い

◇ 警察官による車両形状の確認

申請された車両が、車いすに着座した状態で乗降でき、かつ、車いすを固定できる装置を備えており、車いす移動車として運行できるものであることを確認するとともに、写真撮影により車体形状を明らかにした上で申請を受理すること。

なお、車検後に車体改造をした場合は運輸支局での車体検査が必要となることから、申請が、現在の車体形状で運輸支局（軽自動車の場合は軽自動車検査協会）の検査を受けた後であることを申請者に確認し、未検査の場合は検査後に申請するよう指導すること。

◇ 有効期間

標章の有効期間は原則3年間であるが、自家用自動車による有償運送に使用する車両の場合、運輸支局の有償運送許可が2年更新であることから、申請者の申出により、有償運送許可書の有効期間を標章の有効期間とすることができます。

◇ 除外区域

事業として当該車両を使用する場合の駐車禁止除外区域は、その事業により使用する区域とする。ただし、既に車いす利用者本人に駐車禁止除外指定車の標章が交付されていて、その家族が当該車いす利用者の移動のために別途申請する場合は、新たに標章を交付せず、当該本人に交付している標章を使用するよう指導、説明すること。

《標章表面の記載例》

(規則別記様式第2号)

<b>駐車禁止除外指定車</b>	番号	※1	第	号	
	発行日		年	月	日
<b>使用中</b> ※2					
<u>車両番号</u>	号	※3	除		
<u>外する区域</u>	※4				
<u>運転者の連絡先・用務先</u>					
別紙のとおり					※5
<u>有効期限</u>	年	月	日	まで	
熊本県公安委員会 印					

※1 交付警察署を明らかにするため、番号の前に「熊本県警察行政文書取扱訓令」(平成26年本部訓令第14号)別表第2に定める所属文書記号(略字)を付すものとする。

※2 標章の交付を受けた用務等に応じて、

「緊急往診使用中」、「緊急訪問中」、「緊急取材使用中」、「緊急修復工事使用中」、「道路維持管理等使用中」、「信号機維持管理等使用中」、「道路標識維持管理等使用中」、「放置車両確認使用中」、「交通安全活動推進センター調査業務使用中」、「感染症予防活動等使用中」、「郵便物集配使用中」、「電報配達使用中」、「犬の捕獲使

用中」、「裁判所活動使用中」、「犯罪捜査使用中」、「臨時検査使用中」、「環境調査使用中」、「退去強制の手続使用中」、「患者輸送使用中」、「車いす利用者使用中」等と、具体的な用務のため使用中であることが分かるよう記載する。なお、犯罪捜査等、その用務に使用中であることを外部に明らかにすることが適当でない場合は、「駐車禁止除外用務使用中」と記載することができる。

- ※3 当該車両の登録（車両）番号を記載する。
- ※4 原則として「熊本県内」とするが、緊急修復工事の委託を受けた事業者等で活動区域が限定されるものについては、「○○市内」等必要な区域に限って交付するものとする。
- ※5 当該車両の移動が必要となるときのために、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して標章とともに掲出させる。別紙の様式は問わないが、外部からその内容が認識できるものであることを要する。

（規則別記様式第3号）

番 号 発行日	※1 第 年 月 日	号 号 ※2
<b>駐 車 禁 止 除 外 指 定 車</b>		
(身体障がい者等で歩行が困難なもの使用中)		
<u>車両番号</u>		
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両		
※3		
<u>運転者の連絡先・用務先</u>		
別紙のとおり		
有効期限	年 月 日 ま で	
熊本県公安委員会 印		

※1 身体障害者等用標章は全国に効力が及ぶこと等から、警察本部交通規制課において一元管理するため、一連番号を付すので、同課から指示された番号を記載するものとする。

※2 あらかじめ使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録（車両）番号を記載する。（特定できない場合は記載を要しない。）

- ※3 県内標章については、「運転者の連絡先・用務先」上部の余白に、「除外する区域熊本県内」と押印（手書き）する。（別添資料2参照）
- ※4 当該車両の移動が必要となるときのために、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して標章とともに掲出させる。

(警察署長の通行許可) 第4条

令第6条第3号に規定する公安委員会の定める事情は次に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するためやむを得ないこと。
- (2) 冠婚葬祭その他社会慣習上やむを得ないこと。
- (3) 業務上の必要によりやむを得ないこと。

- 関係条文 -

**【法第8条】(通行の禁止等)**

歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

- 2 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。
- 3 警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 4 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を携帯していなければならない。
- 5 第二項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に条件を付することができる。
- 6 第三項の許可証の様式その他第二項の許可について必要な事項は、内閣府令で定める。

**【法第9条】(歩行者用道路を通行する車両の義務)**

車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路（第13条の2において「歩行者用道路」という。）を、前条第2項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

**【令第6条】(通行を禁止されている道路における通行の許可)**

法第8条第2項の政令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所に出入するため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき相当の事情があること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、貨物の集配その他の公安委員会が定める事情があるため車両の

通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。

**【道路交通法施行規則第5条】（通行禁止道路通行許可証の様式等）**

法第8条第2項の規定による許可を受けようとする者は、申請書2通を当該車両の通行を禁止されている道路又はその部分（以下「通行禁止道路」という。）の存する場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。

2 第1項の申請書及び法第8条第3項の許可証の様式は、別記様式第1の3のとおりとする。

「日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するためやむを得ない」とは、当該規制道路の区間内又は当該規制道路を通行しなければほかに交通の方法がない場所にある人家、商店、事務所等に新聞、牛乳、プロパン等日常生活の必需品を運搬するために使用される車両の通行をいう。ただし、当該許可により、その地域住民の日常生活に大きな支障を及ぼすおそれのある場合は許可しないものとする。

「冠婚葬祭その他社会生活上やむを得ない」とは、結婚式、葬儀、祭礼その他社会習慣上当該規制道路を通行しなければならない場合をいう。

「業務上の必要によりやむを得ない」とは、住宅その他の工作物の建築のための資器材を運搬するもの又は引っ越しその他特別に必要のあるもので、当該規制道路の区間内又は当該規制道路を通行しなければほかに交通の方法がない場所において業務を行わなければならない場合をいう。

**【許可の基準】**

許可証は、行政手続法の「審査基準」によるほか、次の基準に従って交付するものとする。

- 令第6条第1号及び第2号に該当する車両については、終日規制の道路について許可することはもちろんであるが、時間規制の道路についても必要やむを得ないものに限って許可すること。
- 令第6条第3号に該当する車両については、原則として終日規制にのみ許可すること。ただし、真にやむを得ないと認める特別の理由がある場合には、時間規制の通行禁止道路についても許可することができるものとする。
- 許可区間  
許可区間については、最短経路とすること。ただし、やむを得ない理由により、最短経路での申請ではない場合は、その理由を確認の上、交通の安全と円滑に支障が少ない経路を選定するよう申請者を指導すること。
- 許可の期間  
原則として3年間とし、以後更新させるものとするが、一時的に通行するものについては必要な日又は時間を限って許可すること。
- 許可番号  
受理番号と同一とする。
- 許可状況の明確化  
許可状況を明らかにするため、通行許可管理簿（別記様式4）を熊本県警察統合OAシステムにより管理することとする。

○ 許可の特別取扱い

※ 運行範囲が広域の場合

貨物運送業に供する車両、百貨店の配達用車両等その運行範囲が広域で許可の対象となる通行禁止道路が2以上の警察署の管轄区域にわたるものについては、それぞれの警察署において申請を受理し、通行禁止道路通行許可証を交付するのが原則であるが、その通行が一時的で、かつ、関係警察署が遠隔地にあるなど理由があるときは、申請者の利便を考慮して受理警察署長が関係警察署長と協議して通行禁止道路通行許可証の下部余白に「協議済」を記載するとともに取扱者が押印の上、許可証には関係警察署の交付番号を併記し、受理警察署長名で通行禁止道路通行許可証を交付することができるものとする。

※ 通行禁止道路に住居がある身体の障害のある者が、タクシー等を利用して通院する等、事前に使用する車両等が特定することができないときの取扱い

◇ 許可証の交付

原則として許可証は、申請者である身体の障害のある者に交付すること。

※ 【令6条に規定する身体の障害のある者とは・・・】

- 身体障害者手帳の交付を受けている者で歩行が困難な者
- 身体障害者手帳の交付は受けていないが身体に障害があって歩行が困難な者
- 怪我・病気等で一時的に歩行が困難な状態にある者
- 精神障害者でその身体的障害（精神面の障害を含む。）により歩行が困難な状態にある者

等、独力による歩行が困難で介護者を要する等の事情がある者は「身体の障害のある者」に該当する。

なお、通行許可の判断に当たっては、歩行の困難性を基準とすべきであり、精神障害者であれば、

- 重度の精神薄弱者で、一人にしていては交通安全上危険であること。
- 保護者を伴わなければ歩行が困難であること。

等の事情がある者が考えられる。

（警察庁交通局編集交通警察質疑応答集より引用）

※ 令6条に規定する「身体の障害のある者」と規則第3条第1項第4号才に規定により身体障害者用標章の交付を受けることのできる対象は異なるので、誤りのないようにすること。

◇ 申請者への指導

許可証を交付する際、申請者に対し次の事項について指導すること。

- ・ 許可証番号等の通知

申請者等がタクシー等の利用を依頼した場合、当該依頼を受けたタクシー等は、送迎の前後において許可証を携帯せず通行禁止道路を通行しなければならない場合もあることから、依頼を行う際は、身体の障害のある者を輸送

するため使用する車両の運転者に対し、当該運転者が送迎前後において警察官に停止を求められた場合に、「申請者の氏名」、「許可証番号」を回答できるよう、「申請者の氏名」、「許可証番号」を事前に通知すること。

◇ 許可証の携帯

申請者は、タクシー等に乗車する際には、許可証を携帯すること。

- ・ 許可条件の通知

申請者は、法第8条第5項の規定により警察署長が当該許可に条件を付しているときは、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し許可証を提示し、その条件を通知すること。

◇ 申請書の記載の例

- ・ 「主たる運転者」の欄  
○○○○（身体の障害のある者の氏名）が乗車する車両の運転者
- ・ 「番号標に表示されている番号」の欄  
○○○○（身体の障害のある者の氏名）が乗車する車両
- ・ 「やむを得ない理由」の欄  
身体の障害のある者の輸送及びこれに付随する通行

2 法第8条第3項の規定により許可証（規則第5条第2項に規定する許可証をいう。以下この条において同じ。）の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可証は、車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
- (2) 現場において警察官の指示があったときは、これに従うこと。
- (3) 許可証は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は交付を受けた事由以外に使用しないこと。  
ただし、許可証の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。

交通規制を担保するためには、許可車両であることを外形上容易に識別が必要である。そのためには、許可証の掲出場所、方法も統一されることが望ましいので、四輪車の場合は外部から見えるように前面ダッシュボードの上に置くように指導すること。

許可証の交付時に、申請者に対し、確実に教示すること。

3 警察署長は、法第8条第3項の規定により許可証の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該許可証の廃棄を命ずることができる。

許可証を他人が使用したり、交付目的外の用務に使用するなどの不正使用が行われた場合、廃棄を命ずることができると規定したものである。

ただし、この規定により廃棄させた後に再申請された場合、再交付を拒むことはできない。

- 4 法第8条第3項の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該許可証を廃棄しなければならない。
- (1) 許可の期間が満了したとき。
  - (2) 許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
  - (3) 警察署長から許可証の廃棄を命ぜられたとき。

許可証の交付を受けた者が自ら廃棄できる旨を規定したものである。

「交付を受けた理由がなくなったとき」とは、許可証の交付を受けた車両が当該用務に使用しなくなったような場合をいい、その旨許可証の交付時に申請者（被交付者）に教示しておくこと。

#### (警察署長が行う駐車許可) 第5条

法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

##### ○ 適切な審査の実施

駐車許可の是非は、当該申請に係る場所が駐車規制のみが行われている道路の部分にあることを確認の上、当該駐車に係る特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量することにより決すべきものであるから、駐車許可の申請に對しては、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について適切な審査を行うこと。

※ 審査については、別添資料3「駐車許可審査要領」参照

##### ○ 審査の迅速化

各警察署管内において、駐車許可が可能と認められる道路の部分及び時間帯の抽出検討を平素から行い、当該道路の部分及び時間帯に係る許可申請の審査の迅速化を図ること。具体的には、管内の駐車規制、路外駐車場の設置状況及び道路交通環境等を把握するほか、過去の許可事例を蓄積し、その事例を基にして行うものとする。この場合において、放置駐車違反取締りとの整合性の確保についても留意すること。

また、引越しで申請者が遠隔地に所在する場合等について、事前相談の受付等により、審査の迅速化を図るように配意すること。

##### ○ 許可手続の合理化

日時、場所及び用務の特定された駐車許可の申請であって、

- ・ 複数の場所に連続的に駐車することとなるもの
- ・ 特定の場所に反復継続して駐車することとなるもの

については、申請手續が煩雑となることを避けるため、複数の申請を包括して一件の申請・許可（証）で行うことができる。

なお、掲出された許可証により、駐車許可の日時・場所及び用務が容易に確認す

ることができるように配意すること。

○ 有効期間

原則、必要な期間に限って交付すること。

ただし、訪問診療や貨物集配等、反復継続的な用務に使用する車両については、3年以内の範囲で許可することができるものとする。

○ 許可番号

受理番号と同一とする。

○ 許可状況の明確化

許可状況を明らかにするため、駐車許可管理簿（別記様式5）を熊本県警察統合OAシステムにより管理することとする。

-----  
関係条文 -----

【法第45条第1項】

車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

- 1 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内の部分
- 2 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の部分
- 3 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽〔そう〕の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- 4 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽〔そう〕の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- 5 火災報知機から1メートル以内の部分

(1) 申請に係る日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないと。

条件を付しても交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯には許可できず、また、許可による駐車も、用務の目的を達成するため必要最小限の時間でなされなければならないことを示したものである。

「駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯」とは、交通管理者である警察署長が交通の危険性又は交通の阻害性があると認めた時間帯をいい、ここにいう危険性又は阻害性については具体的なものではなく抽象的なもので足りる。

「駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間」とは、貨物の積卸し、集

配、伝票の受け取り等当該用務の目的を達成するために必要な時間をいい、当該用務以外の営業行為等は含まない。

※ 複数の箇所における貨物の集配に従事する車両に対して駐車許可を行うに際して、交通事情により許可申請に係る場所への到着が遅れる可能性があることから、当該場所について、10時から11時の時間帯を指定する必要性が認められるものの、実際の貨物の集配自体は10分以内で終了することが見込まれるようなときは、駐車許可証の条件欄に

「駐車は、上記日時の間の10分以内に限る。」

等記載するなど適切な措置を執ることとし、駐車許可証に記載された時間帯であることを理由として、用務の終了後においても引き続き当該車両が駐車することのないようにすること。

(2) 申請に係る場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所であること。ただし、法第45条第1項各号に掲げる場所（放置車両となる場合に限る。）及び同条第2項本文に規定する場所を除く。

イ 駐車により交通に危険が生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

駐車場所が、

- 公安委員会の駐車禁止規制のみが実施されている場所である。
- 運転者が車両を離れる場合（放置駐車）にあっては法第45条第1項第1号に掲げる法定駐車禁止場所でない。
- 法45条第2項本文に規定する無余地駐車となる場所でない。

のいずれにも該当し、条件を付しても駐車により交通に危険が生じ、又は交通を著しく阻害する場所には許可できないことを示したものである。

「駐車により交通に危険が生じ、又は交通を著しく阻害する場所」とは、交通管理者である警察署長が交通の危険性又は交通の阻害性があると認めた場所をいい、ここにいう危険性又は阻害性については具体的なものではなく抽象的なもので足りる。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他の駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴わないこと。

「ア」については、その用務が通常車両によってなされるものあり、公共交通

機関等の当該車両以外の交通手段によつたのではその目的を達成することが著しく困難と認められること。

「イ」については、その用務が5分を超えない時間内の貨物の積卸し等、駐車違反とならない方法によることで達成することができる場合はその方法によるべきこと。

をそれぞれ示したものである。

「ウ」については、例えば、引越しに伴う駐車であつて、当該引越しのための貨物の積卸し自体がほかの一般交通に支障を及ぼすものではなく、交通の支障となつてゐるのは駐車車両のみであると認められる場合で、当該駐車車両の移動が容易であり直ちに交通の支障が解消できるものについては、駐車許可の対象になると考えられる。

他方、引越しのための駐車であつてもクレーンを用いた貨物の積卸しを行う場合、高所作業車を用いた高所作業やレンタゲン車を用いた健康診断の場合等、当該駐車車両を車両としてではなく、作業の用具として使用する行為が伴う場合は、当該車両を直ちに移動することができず道路への車両の固着性が認められることから、道路使用の要許可行為（道路における作業）に該当し、駐車許可ではなく道路使用許可の対象として許可の是非を判断すべきものである。

※ 訪問入浴介護の取扱い

- 道路上において、車両内の入浴設備を利用して入浴させる場合
- 道路上の車両から、ホースで家庭内の浴槽等にお湯を注入し入浴させる場合

など、当該駐車車両を車両としてではなく作業の用具として使用する行為は、上記のとおり道路使用許可の対象として許可の是非を判断すべきものであり、許可する場合の期間は最長6か月とする。

- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。
- ア 重量物若しくは長大物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近  
イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

「路外駐車場」とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるもので、不特定多数の者が駐車場管理者が定める管理規程に基づく営業時間内において、自由にこれを使用できる状態にあるもので、恣意的に特定の者の利用を拒むことができないものをいう。（有料無料を問わない。）

「路上駐車場」とは、駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区間を限って設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

「これらの利用が困難」とは、必ず利用できる状況ではなく、当該施設の利用者が多いため駐車することができない状況が容易に想定できることをいう。

「重量物若しくは長大物」とは、分割できない貨物で、かつ、1名で又は台車により搬送することができない貨物をいう。ただし、分割できる貨物であっても引っ越し等多量な荷物の積卸しで直近に駐車して積卸ししなければその用務を達成することが困難な場合は、重量物と認めることができる。

「身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送」とは、怪我・病気等により歩行が困難な者や歩行に支援が必要な要介護者の輸送をいう。

「おおむね100メートル」については、原則当該用務先からの直線距離とするが、極端な勾配、河川・建造物等により迂回が必要な場合はそれらを考慮し判断することとする。

なお、精密機器の積卸し等、用務先の直近に駐車しないとその目的を達成することが著しく困難な用務については、その程度に応じ、「これらの利用が困難」と認めることができる。

#### ※ 靈柩車の取扱い

靈柩車に関する取扱いについては、次のように、

- 駐車を必要とする理由～「死者の運搬のため」
- 駐車の日時～「死者の運搬のために必要な時間」
- 駐車の場所～「管内一円（死者の運搬のため必要な場所）」

とすることで、日時場所を特定せず警察署長の通行、駐車許可を与えることは可能である。

なお、許可する場合も、

- 駐停車禁止場所の駐車（法第44条及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（法第47条）
- 車庫代わり駐車（保管場所法第11条第1項）
- 長時間駐車（保管場所法第11条第2項）

については、許可されていないことを指導しておくこと。

- 2 法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。
- (1) 申請に係る日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものないこと。
- (2) 申請に係る場所及び駐車方法が、次のいずれにも該当すること。
- ア 当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
- イ 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法による駐車でないこと。
- (3) 前項第3号及び第4号の規定は、この項の許可について準用する。この場合において、前項第3号イ中「5分を超えない時間内の貨物の積卸し」とあるのは、「当該時間制限駐車区間ににおいて道路標識等により標示された時間以内の駐車」と読み替えるものとする。

- 関係条文 -

【法第49条の5】

警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間における車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間ににおいて駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前2条（第49条の3第1項を除く。）の規定は適用しない。この場合において、当該車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

- 3 前2項の許可を受けようとする者は、別記様式第5号の駐車許可申請書2通を駐車場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、許可を受けようとする駐車場所が2以上の警察署長の管轄にわたる場合は、そのいずれかの警察署長に提出すれば足りる。

「申請者」は用務を行う意思の主体とし、自然人、法人を問わないが、法人の場合はその代表者とする。

「運転者の連絡先・用務先」は、当該車両の移動が必要となるときのために、運転者の連絡先又は用務先を記載する。

許可を受けようとする駐車場所が2以上の警察署長の管轄にわたる場合は、受理警察署長が関係警察署長に審査を依頼し、回答を得て駐車許可証の下部余白に「協議済」を記載するとともに取扱者が記名又は押印の上、受理警察署長名で通行禁止道路通行許可証を交付することができるものとする。

※ 複数の申請を包括して一件の申請・許可（証）で行う場合は、「駐車の日時」「駐車の場所」「運転者の連絡先又は用務先」が容易に確認することができるよう別紙に記載し、許可証とともに掲出させる。

- 4 前項の駐車許可申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、その一部又は全部を省略することができる。
- (1) 申請に係る車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面
  - (2) 申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、申請に係る場所に印を付したもの）
  - (3) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類

(3)に規定する書類は、駐車の用務（理由）を疎明する書面等、規則第5条第1項及び第2項に掲げる要件の審査のために必要な書面とする。

※ 申請受理時において、不必要的資料の提示や提出は求めないこと。

- 5 警察署長は、第1項又は第2項の許可をする場合は、駐車許可申請書下欄に必要事項を記載し、別記様式第5号の駐車許可証を申請者に交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

警察署長は、許可をする場合に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、条件を付すことができることを明示したものである。

※ 条件を付した場合は、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起に関する事項の教示書面を交付すること。

【条件例】

- 重量物又は長大物の積卸し
  - ・ 車両の前後に交通誘導員を配置すること。
- 貨物の集配
  - ・ 駐車は、用務を実施するために必要な時間に限る。

【条件書例 1～放置駐車の場合】

許可条件

駐車は、用務を実施するために必要な時間に限る。

指導事項

1 法定の駐停車禁止場所及び法定の駐車禁止場所に及ぶ駐車はできないので注意すること。

- 法定の駐停車禁止場所
  - ・ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
  - ・ 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
  - ・ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
  - ・ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
  - ・ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
  - ・ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- 法定の駐車禁止場所
  - ・ 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内の部分

- ・ 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から 5 メートル以内の部分
  - ・ 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から 5 メートル以内の部分
  - ・ 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から 5 メートル以内の部分
  - ・ 火災報知機から 1 メートル以内の部分
- 2 駐車は、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにすること。
- 3 この条件書は、許可証とともに車両前面の見やすい箇所に掲出すること。

※ 行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起に関する事項については、別紙参照

## 【条件書例 2～法定の駐車禁止場所への許可（放置駐車とならない場合）】

### 許可条件

- 1 駐車は、用務を実施するために必要な時間に限る。
- 2 運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態にならないこと。

### 指導事項

- 1 法定の駐停車禁止場所に及ぶ駐車はできないので注意すること。
  - 法定の駐停車禁止場所
    - ・ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
    - ・ 交差点の側端又は道路のまがりかどから 5 メートル以内の部分
    - ・ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 メートル以内の部分
    - ・ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分
    - ・ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
    - ・ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分
- 2 駐車は、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにすること。
- 3 この条件書は、許可証とともに車両前面の見やすい箇所に掲出すること。

※ 行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起に関する事項については、別紙参照

6 第1項又は第2項に該当する場合で、人の生命又は身体の保護のため緊急やむを得ず駐車する必要があり、駐車許可申請書を提出するいとまがないときは、口頭で警察署長に申し出ることによって、駐車許可申請書の提出に代えることができる。この場合における手続等については、警察本部長が別に定める。

※ 手続き等については、「緊急やむを得ない駐車許可業務マニュアル」（交通規制課公開キャビネット内執務資料）参照

7 第5項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならぬ。  
(1) 駐車許可証は、車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。  
(2) 現場において警察官の指示があったときは、これに従うこと。  
(3) 駐車許可証は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は交付を受けた事由以外に使用しないこと。ただし、駐車許可証の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。

交通規制を担保するためには、許可車両であることを外形上容易に識別できることが必要である。そのためには、許可証の掲出場所、方法も統一されることが望ましいので、四輪車の場合は外部から見えるように前面ダッシュボードの上に置くように指導すること。

許可証の交付時に、申請者に対し、確実に教示すること。

8 第5項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第5号の2の駐車許可証再交付申請書により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

遺失、盗難等の理由により許可証の再交付申請があったときは、規則別記様式第5号の2の駐車許可証再交付申請書を使用し、管理簿と照合の上、許可証控えの写し右上余白部に「再」と朱書きして交付するものとする。

9 第5項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに別記様式第5号の3の駐車許可証記載事項変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

許可証の記載事項変更の届出があったときは、規則別記様式第5号の3の駐車許可証記載事項変更届を使用し、記載事項の変更を証する書面の写しを確認のうえ、併せ

て提出された許可証の当該変更箇所を修正し交付するものとする。

10 警察署長は、第5項の規定により駐車許可証の交付を受けた者が第7項各号のいずれかに違反したときは、当該駐車許可証の廃棄を命ずることができる。

標章等を他人が使用したり、交付目的外の用務に使用するなどの不正使用が行われた場合、廃棄を命ずることができることを規定したものである。

ただし、この規定により廃棄させた後に再申請された場合、再交付を拒むことはできない。

11 第5項の規定により駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証証を発見し、又は回復したとき。
- (4) 警察署長から駐車許可証の廃棄を命ぜられたとき。

許可証の交付を受けた者の廃棄義務を規定したものである。

「交付を受けた理由がなくなったとき」とは、許可証の交付を受けた車両が当該用務に使用しなくなったような場合をいい、その旨許可証の交付時に申請者（被交付者）に教示しておくこと。

※ 別添資料、別記様式（略）